

[事案 20-49] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 20 年 11 月 12 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 8 月 28 日 和解成立

< 事案の概要 >

告知義務違反により契約が解除され給付金が支払われなかったが、加入時における募集人の告知に関する不適切な説明(取扱い)が原因であり、契約を無かったことにして支払済保険料全額を返還してほしい。

< 申立人の主張 >

ガンに対する保障を充実することを目的に、募集人(退職済)の勧めもあり、他社保険を解約し平成 18 年 12 月に生活習慣病入院保険に加入した。1 年ほど経過した同 20 年 1 月に、以前から通院治療していた白内障の手術を受け、同年 3 月に給付金を請求したところ、告知義務違反により契約解除となり、給付金が支払われないばかりか、加入後に払い込んだ保険料も全く戻らないとの通知が届いた。

下記のとおり、加入時において募集人の告知に関する説明が不適切であったことが原因であり、納得出来ない。払い込んだ保険料全額(15 万円余)を返還して欲しい。

- (1) 加入手続き(H18 年 11 月)時に告知した際、募集人に 5 ~ 6 年前に白内障と診断されていることを話したところ、募集人は「私も白内障で加入出来ているから大丈夫。告知は必要ない」との説明があった。
- (2) 募集人は、治療歴を知ったときはきちんと告知させ、白内障については不担保になること等について説明するべきなのに、募集人はこのような重大なことを怠っている。
- (3) 保険会社は、募集人からの加入時における告知の取扱いに関する事情報告書のみで判断しており、募集人に対する事実確認が十分になされていない。

< 保険会社の主張 >

申立契約を告知義務違反による解除としたことは、下記により正当である。また、契約を解除とした場合は約款規定により解約返戻金を支払うことになるが、同契約には解約返戻金がないため払戻金はない。したがって、支払済保険料の返還を求める申立人の請求には応じられない。

- (1) 被保険者(申立人)は告知前に、長期間かつ継続的に A 眼科クリニックにて、白内障による通院・投薬治療を受けていた事実が判明しており、告知書の告知項目(「最近 3 ヶ月以内に、医師の診察、検査、治療、投薬を受けたことがありますか」、「過去 5 年以内に、別表の病気で、医師の診察、検査、治療、投薬を受けたことがありますか」)の不告知が認められること。
- (2) 申込みに際して、白内障の現症による通院・投薬の告知があれば、部位不担保等を付加する対象となることから、不告知の事項が「重要な事実」であること。
- (3) 申立人は、長期間にわたり、告知日の前後を通じて継続的な通院、投薬を受けていたことから、疾病の自覚を持ち合わせていたはずであり、告知項目の質問を読むという僅かな注意を払えば、告知が可能であったことから、申立人に重過失が認められる。
- (4) 当社において、取扱い募集人に対し事実関係の確認を行った結果、申立人が主張するような、不告知教唆や告知妨害等の不適切な事実関係は認められず、被保険者(申立人)の重過失を軽減するような会社過失は認められない。

< 裁定の概要 >

申立人および保険会社双方から提出された申立書、答弁書等の書面審理を行うとともに、申立人に対して加入時における告知の状況等について事情聴取を行ったところ、申立人の申出内容は信憑性が高く作為的なものはなかったものと判断され、また、眼の不担保扱いによる申立契約の継続を希望するとの意向が示された。

これを受け、保険会社との意見交換を行い、申立人からの事情聴取の状況について報告のうえ、和解案の検討を促したところ、保険会社より「契約時に遡っての眼の部位不担保および和解成立時点までの未払保険料の全額支払いを申立人が了承することを条件に、告知義務違反による契約解除を取り消し、契約の継続に応じる」との和解案が提示された。

裁定審査会において、保険会社の和解案を審理した結果、妥当な内容であると判断、申立人に同案を提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。